

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 4 件

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5246

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社C事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年11月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和54年10月の定時決定の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社C事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年11月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和54年9月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにA社C事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年11月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和54年9月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録す

るとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は67万9,000円、申立期間②は34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月26日

私がA社（以下「申立事業所」という。）に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した平成15年夏季賞与明細書及び申立事業所の当時の事業主の回答から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額67万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、申立事業所の当時の事業主は、申立人に対し、当該期間においては標準賞与額34万4,000円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間②における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、当該資料に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準賞与額34万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、破産管財人が提出した申立人に係る「更正配当表（労働債権）」及びB金融機関が提出した「お取引明細表」から、申立事業所が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、当時の事業主が提出した資料に記載されている厚生年金保険料等を控除した後の金額が振り込まれていることが確認できるところ、複数の同僚が所持している賞与明細書等から、当該振込金額は、申立期間②に係る賞与であったと判断できる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間においては標準賞与額12万円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、当該資料に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の平成15年の所得額及び社会保険料控除額は、B税務署が提出した申立人に係る15年分給与所得の源泉徴収票から、申立人のオンライン記録により算出した同年における所得額及び社会保険料控除額よりも高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額12万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所で

はなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和62年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月15日から同年5月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る人事発令データ、従業員カード及び同社の回答並びに申立人が提出した昭和62年4月及び同年5月の給与支給明細書から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事発令データにより昭和62年4月15日付けでA社D支店（厚生年金保険の適用は、A社）に異動発令が行われていることが確認できる上、前述の従業員カード及び同年4月の給与支給明細書により、申立人は同年4月から同支店に所属していたことが確認できることから、同年4月15日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書に記載された支給額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C事業所（現在は、同社D事業所）に入社し、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、38年3月16日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無いいため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る在職証明書及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年3月16日に同社D事業所から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、A社B事業所は、オンライン記録によれば、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社B事業所は申立期間当時法人事業所であり、同社が作成した「B事業所昭和38年3月16日在籍者一

覧」によれば、同年3月16日時点の在籍者数は153人であったことから、当該期間において同社B事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 17 日
② 平成 18 年 12 月 26 日

私は、A社から平成 18 年 8 月及び同年 12 月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成 18 年個人別給与一覧表及び申立人が提出した預金通帳の写しによると、申立期間①及び②において、同社から賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、平成 18 年個人別給与一覧表により確認できる賞与額及び保険料控除額から、それぞれ6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月21日から同年11月1日まで
② 昭和61年11月1日から同年12月1日まで

申立期間については、A社からB社へ転籍した時期であるが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間当時は、勤務先の名称が変更になっただけであり、勤務地及び業務内容に変更は無く、当該期間についても継続して勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の被保険者記録がA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる複数の同僚及び申立人の申立期間①に係る具体的な供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうち、A社において、申立人と同じ業務を行ってい

た同僚が所持する昭和 61 年 10 月の給与明細書により、同社から申立期間①に係る給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、当該同僚と同様に A 社から申立期間①に係る給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る事業所別被保険者名簿における昭和 61 年 10 月の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の事業主と連絡が取れず所在が不明であり、供述を得られないものの、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっていることから、事業主が昭和 61 年 10 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録が B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の同僚のうち、B 社において、申立人と同じ業務を行っていた同僚は、申立期間②の給与支給額に関する資料を所持しており、別の同僚は、昭和 61 年 11 月の給与は同社から支給されており、従来どおり厚生年金保険料は控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に対し、B 社から申立期間②に係る給与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社に係る被保険者名簿における昭和 61 年 12 月の記録から、22 万円とすることが妥当である。

一方、被保険者名簿の記録によれば、B 社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、B 社は昭和 61 年 10 月 24 日に法人登記を行っている上、申立人と同時期に A 社から B 社に転籍したことがオンライン記録により確認できる複数の同僚は、申立期間②における従業員数は申立人を含め 5 人

以上であった旨供述していることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であり、供述を得られないものの、事業主は、申立期間②において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）国民年金 事案 2799（福岡国民年金事案 676 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 5 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 5 年 10 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を平成 4 年 10 月頃に A 金融機関 B 支店において一括で 30 万円程度納付したとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

その後、申立期間の保険料は、平成 5 年 8 月に C 金融機関において一括で 30 万円程度の金額を納付したことを思い出したので、再度調査して、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の国民年金保険料について、平成 4 年 10 月頃、A 金融機関 B 支店において一括で納付したとしているが、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立人が一括納付したとする金額について、その時点において、納付すべきとされる保険料額とは一致しないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき 20 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料を納付した時期及び納付した金融機関について、平成 5 年 8 月当時、保険料を一括して納付が可能な金額を所持していたので、D 社会保険事務所（当時）から送付された納付書により C 金融機関で納付したと主張するとともに、同年 8 月当時使用していた金融機関の通帳及び元年から 8 年までの自身の手帳を新たな資料として提出し、再度申し立てている。

しかしながら、当該通帳及び手帳によると、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する平成 5 年 8 月時点において、申立人は、30 万円程度とす

る保険料の納付が可能な金額の預金及び現金を所持していたことは推認できるものの、当該手帳には、保険料以外の経費への支出に関する記載は確認できるが、保険料の納付に関する記載は見当たらないなど、当該通帳及び手帳の記載をもって、申立人が申立期間の保険料を納付したとまでは言えない。

このほか、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで

私たち夫婦は、夫が会社を退職する直前の昭和 43 年 1 月中に A 町（現在は、B 市）に転居し、同月中に夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続のため、同町役場に出向いた。

その際、役場の担当者から夫に対し、婦人会の人が集金に行きますとの話があり、昭和 43 年 2 月頃に婦人会の人が集金に来て、夫が私の申立期間の国民年金保険料として 600 円から 700 円ぐらいを納付したと記憶しているが、当該期間は未納とされている。

夫にも私と同じ期間に保険料の未納があるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できないので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和 43 年 1 月中に A 町役場に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

しかしながら、申立人夫婦二人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日の欄には「1.14」と記載されており、当該二人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得記録から、夫婦二人の記号番号は A 町において昭和 44 年 1 月 14 日に夫婦連番で払い出されていることが推認できる。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に自身の保険料も納付していたとする申立人の夫についても、申立人と同様に申立期間に係る保険料は未納とされており、夫婦共に昭和 44 年 4 月から保険料が納付されていることを踏まえると、申立人が主張する婦人会の集金による保険料納付は、申立人に係る記

号番号が払い出された後の、昭和 44 年度から始まったものと推認され、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2801（福岡国民年金事案 2403 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月まで

私は、会社を退職する直前の昭和 43 年 1 月中に A 町（現在は、B 市）に転居し、同月中に国民年金の加入手続のため、同町役場に出向いた。

その際、役場の担当者から、婦人会の人が集金に行きますとの話があり、昭和 43 年 2 月頃に婦人会の人が集金に来て、申立期間の国民年金保険料として 600 円から 800 円ぐらいを納付したと記憶しているが、当該期間は未納とされている。

このため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 1 月 14 日に、A 町において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該記号番号が払い出された時点においては、当該期間の一部は過年度納付となり、現年度納付のみを取扱う婦人会の集金人を通じては、過年度保険料を納付することはできなかつたものと考えられること、ii) 申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立人と同様に当該期間に係る保険料は未納とされており、夫婦共に同年 4 月からの保険料が納付されていることを踏まえると、婦人会の集金による保険料納付は昭和 44 年度から始まったものと推認され、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難いことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 5

月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していることを示す新たな資料は無いが、当該期間の保険料を婦人会による集金で納付したことは間違いなく、前回の申立てに対する福岡委員会の決定に納得できないとして 2 回目の申立てを行っている。

しかしながら、B 市に再度確認しても、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな回答は得られず、ほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分をまとめて 4 年間分を A 町役場で納付したにもかかわらず、当該期間について、夫は納付済みとされているのに、私のみ未納とされていることに納得できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B 事業所に勤務（B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 45 年 2 月 1 日）する前に申立人の夫の保険料と一緒に、まとめて 4 年間分を A 町役場で納付したとしているところ、申立人の夫については、特殊台帳により当該期間に係る保険料を第 2 回特例納付（実施期間：昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）により昭和 50 年 8 月及び同年 11 月の 2 回に分けて納付していることが確認でき、申立人の主張とは相違している。

また、申立人は、まとめて納付したとする金額についての記憶が明確ではないなど、納付状況が不明であることから、申立人の夫と同様に申立期間の保険料を第 2 回特例納付により納付していたとまでは言えない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年6月から同年11月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間について、妻の分の保険料は納付済みと記録されているのに、私の分は未納とされている。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の国民年金被保険者の資格取得記録から、申立人が厚生年金保険に加入中の昭和40年12月27日に夫婦連番で払い出され、36年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人の妻については、特殊台帳によると、申立期間を含む昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料は、第2回特例納付（実施期間：昭和49年1月から50年12月まで）により納付されていることが確認できる一方で、申立人については、申立期間①及び②の間の39年4月及び同年5月の保険料は、納付済みとなっているものの、申立人の特殊台帳には特例納付を行った形跡が見られないことから、前述の記号番号の払出時期から考えて当該期間の保険料は、過年度納付されたものと推察され、申立人とその妻の保険料納付状況は一致していない。

また、申立人の申立期間①及び②については、申立人の妻同様に第2回特

例納付により保険料を納付することが可能であるものの、申立人の妻からその納付方法、納付金額等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格を昭和 39 年 12 月に喪失と記録されていることが前述の特殊台帳で確認でき、第 2 回特例納付の実施期間中も厚生年金保険の被保険者であり、申立人及びその妻では当時の状況が異なるなど、申立人の妻が、申立人の申立期間①及び②の保険料についても、自身と同様に特例納付したと推認するまでには至らない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2804（福岡国民年金事案 102 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 55 年 3 月まで

姉の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、隣組の納付組織を通じて納付してきたが、未納とされているのは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、新たな資料として申立期間の一部期間において記載していた家計簿を提出し、再度申し立てるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月 31 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事跡も見当たらず、申立人は遡って国民年金保険料を納付した記憶が無いことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 5 月 20 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間 228 か月のうち、昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月までの期間、同年 5 月から 39 年 4 月までの期間、41 年 3 月、同年 4 月、42 年 3 月、43 年 6 月から 44 年 11 月までの期間及び 46 年 10 月から 47 年 12 月までの期間の合計 69 か月分の家計簿を提出し、国民年金保険料の納付が確認できる記載があるとして再度申し立てている。

しかしながら、申立人が今回提出した家計簿では、「国保年」、「国年」、

「国年金」、「国民年保」、「国保年金」、「国民年」、「年金」等の記述と金額の記載が散見できるものの、当該記述は、近接する時期にもかかわらず様々な表記が用いられており、国民年金保険料を納付するための支出であったか否かの判別ができない。また、納付組織を通じて保険料を納付していたのであれば、定期的に納付していたものと考えられるが、前述の家計簿への記載は不定期であり、金額は当時の国民年金保険料と符合しないものがあることから、当該家計簿の記載のみをもって申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと認めるまでには至らない。

このほか、申立人から年金記録の訂正につながる新たな供述は得られず、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から11年3月までの期間及び12年12月から16年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から11年3月まで
② 平成12年12月から16年11月まで

申立期間に係る私の国民年金保険料の免除申請を、私の母が行ったにもかかわらず未納期間とされているので、当該期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年から6年頃に申立人の母親が国民年金保険料の免除申請を行ったと供述しているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得処理は12年11月8日に、申立人の20歳到達日である4年*月*日に遡って行われていることから、12年11月頃に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推察される。

また、申立期間①当時、保険料の免除申請は、その申請申請を行った月の前月より前の期間については行うことはできないことから、申立人の母親は、前述の加入手続時点において、申立期間①の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間②について、平成12年頃に申立人の母親がA社会保険事務所（当時）に保険料の免除申請を行ったと主張しているが、B年金事務所は、16年4月以前の免除申請に係る受付記録及び関連資料を保存しておらず、同年5月以降については、申立人の申立期間に係る免除申請の受付記録及び関連資料は確認できないと回答している。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の免除申請を行ったとする申立人の母親は、当時の状況について明確に記憶していない上、申立人に対し

国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

また、申立期間は 119 か月と長期間である上、複数の年度における免除申請に係る事務処理を、複数の行政機関がいずれも誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

九州（宮崎）国民年金 事案 2806（宮崎国民年金事案 148、408、455、472、517
及び九州（宮崎）国民年金事案 2705 の再申
立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、
納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年頃、国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料
を A 社会保険事務所（当時）の窓口で、納付書に現金 8 万 3,000 円を添え
て私自身が納付した。

申立期間が未納とされているため、これまで何度も年金記録確認第三者
委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

私は、申立期間も含め、国民年金に加入していた全ての期間の国民年金
保険料を納めていたため、それ以上に将来の年金額を増やす必要がないこ
とから、B 国民年金基金に加入しておらず、当該基金に加入していないこ
とは、保険料を納めていたからにはほかならない。

今回、保険料を納めていたことを裏付ける新たな資料として、B 国民年
金基金が発行した未加入証明書を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る初回から 5 回目の申立てについては、i) 申立人の国民年
金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが
確認でき、その時点では当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を
納付できない期間であり、それ以前に別の記号番号が払い出されていたこと
をうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立期間は旧国民年金法では
任意加入しなければ国民年金被保険者にはなれない期間となるが、当該期間
中に住所地があった C 市 D 区の記録でも、当該期間中に申立人が任意加入被
保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に年金記

録確認宮崎地方第三者委員会（当時。以下「宮崎委員会」という。）の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知（平成 20 年 6 月 11 日付け、22 年 2 月 24 日付け、23 年 1 月 13 日付け、同年 4 月 27 日付け及び 24 年 7 月 4 日付け）が行われている。

また、6 回目の申立てについては、i) 申立人は、申立期間において国民年金に加入していたことから、当時組合員となっていた E 県 F 事業組合における企業年金には加入しなかったとしているが、申立人の主張を裏付ける関連資料や供述は得られないこと、ii) 申立人の主張する納付時期及び納付金額は、申立てごとに変遷しており、納付状況についての記憶が明確ではないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 25 年 10 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B 国民年金基金の未加入証明書を添付し、「国民年金保険料を納めているからこそ、B 国民年金基金には加入しなかった。」として 7 回目の申立てを行っている。

しかしながら、前述の未加入証明書をもって、申立人が申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していたとは言えず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や供述は得られない。

なお、B 国民年金基金は、平成 3 年 11 月 8 日に設立されており、当該基金への加入要件として、国民年金に加入していることが必要である旨回答している。

このほかに、宮崎委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5255（熊本厚生年金事案 112、649、702、801、926、946、961、971、979、九州（熊本）厚生年金事案 4657 及び 5089 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会にこれまで11回申し立てているが、いずれも年金記録の訂正は認められなかった。

私は、申立期間に、申立事業所のB支店において、C事業が完了するまで勤務した。申立事業所から、現金で給与が支給された際に給与明細書が同封されており、厚生年金保険料を控除されていたと思う。

今回、新たな資料や情報は無いが、再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の当時のB支店の支店長及び総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者であるD職等ではなかったと供述していること、iv) 申立人が提出した「E教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員

会」という。)の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け、同年5月9日付け、同年8月1日付け、同年9月26日付け及び同年12月19日付け並びに当委員会の決定に基づき25年5月16日付け及び26年3月20日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いものの、申立期間において申立事業所のB支店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、これは、熊本委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、熊本委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
② 昭和 48 年 7 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月に A 事業所（以下「申立事業所」という。）に入社し、49 年 6 月 30 日付けで一旦退職した。

その後、申立事業所から誘われ昭和 50 年 10 月 1 日に再度入社し、申立事業所が倒産したと記憶している 52 年 2 月末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間の記録は一部の期間のみとなっている。

申立期間も含め、申立事業所に勤務していた期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 47 年 10 月 1 日と確認できるところ、申立人が、同日より前に同資格を喪失している同僚を記憶していることから、入社時期の特定はできないものの、申立人が同日よりも前から申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、被保険者原票により申立期間①において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（前述の同僚を含む。）に照会を行ったものの、申立人の当該期間当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

また、被保険者原票において確認できる申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、厚生年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録の取得日と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、被保険者原票により、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間②に、申立事業所に勤務していた供述を得ることができず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

さらに、被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和48年7月1日と記録されており、当該喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、被保険者原票を見ても、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が遡及して訂正されている等の不自然さは認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和52年2月末まで一緒に勤務していたとして、同僚一人の姓を挙げており、被保険者原票により姓が一致する者は確認できるが、連絡が取れない上、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における勤務の実態を推認することができない。

また、申立期間③において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

さらに、被保険者原票において、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 4 申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間の一部において社会保険事務を担当していた同僚として氏名を挙げた者は、既に死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、A社に勤務していたが、平成 13 年 7 月からB社にも勤務するようになった。申立期間において、両社から給与の支給を受けていたにもかかわらず、二以上事業所勤務届の提出が行われていなかったため、標準報酬月額が低い額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答並びにA社及びB社が提出した申立人の申立期間に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間において両社に勤務し、両社から報酬を得ていることは認められる。

一方、申立人は、申立期間において、A社及びB社に勤務し、両社から報酬を得ていたため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、A社及びB社がそれぞれ提出した前述の賃金台帳によると、A社の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる上、B社においては、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、被保険者は、二以上の事業所に使用されるに至ったときには、厚生年金保険法施行規則第2条の規定に基づき、社会保険事務所（当時）に対して健康保険厚生年金保険被保険者二以上事業所勤務届を提出することが必要であるが、B社及びC年金事務所が提出した同届の記載内容から、平成 19 年 10 月 1 日付けで、申立人が二以上の事業所に使用されることとなった旨の届出が行われたことが推認できる上、申立人に係るオンライン記録によると、同日付で「二以上取得」と記録されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月頃 から 48 年 6 月頃 まで

私は、昭和 47 年 8 月頃に、A 市に所在する B 事業所（現在は、C 社。以下「申立事業所」という。）において D 職として勤務し、48 年 6 月頃に退職したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当時、病院で診療を受けた際に、健康保険証を提示した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録において、申立人の申立事業所における被保険者資格取得日は昭和 47 年 10 月 1 日、離職日は 48 年 6 月 20 日とされていること、及び申立事業所の申立期間当時の事業主が、当該事業所に就職する際に提出された申立人の履歴書に「昭和 47 年 9 月 22 日現在」と記載されている旨回答していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち 47 年 10 月 1 日から 48 年 6 月 20 日までの期間において、申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立期間より後の平成 2 年 4 月 1 日に適用事業所となっている。

また、前述の事業主は、申立期間については申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることから、当該期間において申立人を厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除することは無く、当時の従業員には、各自で国民健康保険及び国民年金に加入してもらっていた旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。